

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

(注)国民健康保険事務の一部を外部に業務委託しているため、個人情報の取扱い・秘密保持について、契約書の中に特記事項を設け、遵守を徹底させることで対応している。

## 評価実施機関名

奈良県奈良市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>市町村は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付・特定健診等の保健事業に関する事務において取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。                  ②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。                  ③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。                  ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。                  ⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。                  ⑥被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報・受診情報等を管理する。</p> <p>市町村において、国民健康法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する国保標準準拠システムを利用する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>&lt;オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)&gt;                  ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。                  ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国保標準準拠システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号利用法 第9条第1項 別表 44の項</p> <p>&lt;オンライン資格確認業務&gt;                  ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項                  ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供 ・番号利用法 第19条第8号 ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の項、13の項、16の項、19の項、27の項、38の項、42の項、48の項、56の項、65の項、69の項、83の項、87の項、111の項、115の項、125の項、131の項、137の項、141の項、145の項、158の項  2 情報照会 ・番号利用法 第19条第8号 別表44の項 ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項、70の項、71の項、  <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部 国保年金課	
②所属長の役職名	国保年金課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	平成27年5月30日	平成28年3月30日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-1-③システムの名称	国保年金システム	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30号	番号法 第9条第1項 別表第一 第30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 (別表第二における情報照会の根拠) ・項番42～46	1 情報提供 (1)番号法 第19条第7号 別表第二 第1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、27項、30項、33項、39項、42項、58項、62項、80項、87項、93項、106項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、5条、19条、20条、25条、33条、43条、44条、46条、53条 (3)番号法 第19条第14号 (4)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条  2. 情報照会 (1)番号法 第19条の7 別表第二 第42項、43項、44項、45項、46項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、26条	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	I-1-③システムの名称	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合(国保集約)システム	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	Ⅱ－1対象人数	平成26年12月1日	平成28年12月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	Ⅱ－2取扱者数	平成26年12月1日	平成28年12月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月31日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I－4－②法令上の根拠	<p>1 情報提供  (1) 番号法 第19条第7号 別表第二第1項、2項、3項、4項、5項、17項、26項、27項、30項、33項、39項、42項、58項、62項、80項、87項、93項、106項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、5条、19条、20条、25条、33条、43条、44条、46条、53条  (3) 番号法 第19条第14号  (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) 第2条</p> <p>2. 情報照会  (1) 番号法 第19条の7 別表第二第42項、43項、44項、45項、46項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、26条</p>	<p>1 情報提供  (1) 番号法 第19条第7号 別表第二1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、2条、3条、4条、5条、12条の3、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、53条  (3) 番号法 第19条第8号  (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> <p>2. 情報照会  (1) 番号法 第19条の7 別表第二42の項、43の項、44の項、45の項  (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、25条の2、26条</p>	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I－5－①部署	保健福祉部 保険医療室 国保年金課	福祉部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I－5－②所属長	福井 康隆	稲垣 敏浩	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	公表日	平成30年3月30日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I-5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 稲垣 敏浩	②所属長の役職名 課長	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規追加)	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用さ	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か。	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	IVリスク対策－8. 監査 実施の有無	(新規追加)	内部監査	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	IVリスク対策－9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	(新規追加)	十分である	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年3月29日	評価実施機関名	奈良市長	奈良県奈良市長	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	I－1－②事務の概要	<p>市町村は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付・特定健診等の保健事業に関する事務において取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報・受診情報等を管理する。</p>	<p>市町村は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付・特定健診等の保健事業に関する事務において取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報・受診情報等を管理する。</p>	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。 )または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。 )(以下「支払基金等」という。 )に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。 )及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。 )が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>		
			<p>&lt;オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。 )&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I-1-③システムの名称	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合(国保集約)システム	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認の準備事務によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更該当)
令和3年3月8日	I-3-法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一 30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号利用法 第9条第1項 別表第一 30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I-4-②法令上の根拠	<p>1 情報提供  (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二  1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第1条、2条、3条、4条、5条、12条の3、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、53条  (3) 番号利用法 第19条第8号  (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報保護委員会規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> <p>2 情報照会  (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二  42の項、43の項、44の項、45の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第25条、25条の2、26条</p>	<p>1 情報提供  (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二  1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の項、26の項、27の項、30の項、33の項、39の項、42の項、46の項、58の項、62の項、80の項、87の項、93の項、106の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第1条、2条、3条、4条、5条、12条の3、19条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条の2、33条、43条、44条、46条、53条  (3) 番号利用法 第19条第8号  (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条</p> <p>2 情報照会  (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二  42の項、43の項、44の項、45の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  第25条、25条の2、26条</p> <p>&lt;オンライン資格確認の準備業務&gt;  ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)  ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	法令上の根拠(主務省令)の追記
令和3年3月8日	II-1 対象人数	令和2年7月1日	令和3年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月8日	II-2 取扱者数	令和2年7月1日	令和3年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I-1-②事務の概要	(省略) ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> (省略)	(省略) ＜オンライン資格確認等の資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という。)> (省略)	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-1-③システムの名称	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	国保年金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-3-法令上の根拠	(省略) ＜オンライン資格確認の準備業務> (省略)	(省略) ＜オンライン資格確認業務> (省略)	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	I-4-②法令上の根拠	1 情報提供 (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二 (省略) (3) 番号利用法 第19条第8号 (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条 2 情報照会 (1) 番号利用法 第19条第7号 別表第二 (省略) ＜オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) (省略)	1 情報提供 (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二 (省略) (3) 番号利用法 第19条第9号 (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2条 2 情報照会 (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二 (省略) ＜オンライン資格確認業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) (省略)	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	II-1対象人数-評価対象の事務の対象人数は几人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	II-1対象人数-いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	II-2取扱者数	令和3年3月1日	令和4年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	Ⅳ－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	公表日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ－1対象人数－いつ時点の計数か	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月31日	Ⅱ－2取扱者数	令和4年3月1日	令和5年3月1日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月31日	Ⅱ－2取扱者数	令和5年3月1日	令和6年3月31日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	公表日	令和5年3月31日	令和6年9月30日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	I－1－②事務の概要	<p>市町村は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付・特定健診等の保健事業に関する事務において取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報・受診情報等を管理する。</p>	<p>市町村は「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を国民健康保険の資格・賦課・収納・給付・特定健診等の保健事業に関する事務において取り扱う。</p> <p>①国民健康保険の被保険者の資格を把握するため、住民からの届出等により、必要な情報を入手し資格情報を管理する。</p> <p>②国民健康保険料の賦課徴収の決定のため、被保険者の所得情報及び保険料を確認する。</p> <p>③徴収した保険料等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤被保険者への給付事務を行うため、給付情報を管理する。</p> <p>⑥被保険者へ特定健診等の保健事業を行うため、資格情報・受診情報等を管理する。</p>	事前	<p>ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システム移行によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			市町村において、国民健康法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する国保標準準拠システムを利用する。		
令和6年9月30日	I-1-③システムの名称	国保システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	国保標準準拠システム・団体内統合宛名システム・中間サーバ・共通基盤システム・国保総合システムおよび国保情報集約システム・医療保険者等向け中間サーバー等	事前	標準準拠システム移行によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更該当)
令和6年9月30日	I-3-法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一 30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条  <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号利用法 第9条第1項 別表 44の項  <オンライン資格確認業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表 44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>1 情報提供  (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二  1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、17の  項、26の項、27の項、30の項、33の項、39  の項、42の項、46の項、58の項、62の項、8  0の項、87の項、93の項、106の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める  事務及び情報を定める命令  第1条、2条、3条、4条、5条、12条の3、19  条、20条、22条の2、24条の2、25条、31条  の2、33条、43条、44条、46条、53条  (3) 番号利用法 第19条第9号  (4) 行政手続における特定の個人を識別するた  めの番号の利用等に関する法律第19条第9号  に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平  成28年個人情報保護委員会規則第5号) 第2  条</p> <p>2 情報照会  (1) 番号利用法 第19条第8号 別表第二  42の項、43の項、44の項、45の項  (2) 番号利用法別表第二の主務省令で定める  事務及び情報を定める命令  第25条、25条の2、26条</p>	<p>1 情報提供  ・番号利用法 第19条第8号  ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令  第2条の表  1の項、2の項、3の項、4の項、5の項、6の  項、13の項、16の項、19の項、27の項、38  の項、42の項、48の項、56の項、65の項、6  9の項、83の項、87の項、111の項、115の  項、125の項、131の項、137の項、141の  項、145の項、158の項</p> <p>2 情報照会  ・番号利用法 第19条第8号 別表44の項  ・番号利用法 第19条第8号に基づく主務省令  第2条の表 69の項、70の項、71の項、</p>	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年9月30日	II-1 対象人数-いつ時点の 計数か	令和6年3月31日	令和6年7月31日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年9月30日	II-2 取扱者数	令和6年3月31日	令和6年7月31日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年9月30日	III-1 しい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年9月30日	IV-1 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	基礎項目評価及び重点項目評価	基礎項目評価	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない